

大学入学者選抜協議会（第10回）

令和4年3月30日

【川嶋座長】 皆さん、こんにちは。一、二名の委員の方がまだ出席になっていないようですが、定刻になりましたので、ただいまより大学入学者選抜協議会の第10回を開催したいと思います。

皆様におかれましては、年度末の御多用の中、御参加いただきまして誠にありがとうございます。

本日の議題は、次第にございますように、1つは令和4年度大学入学者選抜について。2つ目は試験運営ワーキンググループの設置についてとなっております。

議事に先立ちまして、本協議会委員に変更があったということでございますので、事務局から御紹介いただくとともに、併せて資料の御確認をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

【前田大学入試室長】 大学入試室長の前田でございます。本日もよろしくお願いいたします。

まず、委員の先生の変更がございましたので御紹介させていただければと思います。

国立大学協会から御推薦いただいております岡委員に代わりまして、佐賀大学長の兒玉先生に御着任をいただいております。

【兒玉委員】 兒玉でございます。よろしくお願いします。

【前田大学入試室長】 よろしくをお願いします。

それでは、本日配付している資料の確認をさせていただければと思います。次第にございますように資料1から4がございまして、資料1が「令和4年度大学入学者選抜に関する取組について（対象期間：1月～3月）」、資料2が、入試センター山本理事長からの御提出資料、資料3が「大学入試の不正防止・安全等対策について」、資料4が「大学入学者選抜協議会大学入学者選抜における試験運営に関するワーキンググループの設置について(案)」としております。参考資料1から5は次第のとおりでございます。

また、会議の運営についての補足でございますけれども、本日もウェブ会議でございますので、御発言の際は挙手ボタンを押していただきまして、指名された後に御発言をお願いできればと思います。また、聞き取りやすい御発言、資料参照の際の該当ページのお示

し、ハウリングを避けるために指名後のミュート解除、発言後のミュート戻しを御協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【川嶋座長】 それでは、議題1に入りたいと思います。議題1は令和4年度大学入学者選抜についてです。

まず、本協議会は年明け最初の開催となりますので、その間の大学入試をめぐる様々な動きについて、事務局から御報告をいただきたいと思います。

それでは、事務局から資料の御説明をお願いします。よろしくお願いいたします。

【前田大学入試室長】 それでは資料1「令和4年度大学入学者選抜に関する取組について」の御説明をさせていただきたいと思います。

画面共有をさせていただいておりますけれども、まず、2つの方向性になっておりまして、1つが「受験機会のさらなる確保について」、それから2つ目が「令和4年度大学入学共通テストについて」というものでございます。

スライド資料3を御覧いただければと思いますが、「令和4年度大学入学者選抜における受験機会のさらなる確保について（依頼）」ということで、今年1月11日に、オミクロン株の急速な拡大を受けまして、既にその前の年から各国立大学・私立大学・公立大学におかれましては、追試験あるいは振替試験の機会の設定をお願いしていたところでございますけれども、さらなる受験機会の確保ということで、3つのお願いをさせていただいております。

そちらにございますのが1の（1）としまして、共通テストの本試験、それから追試験、いずれも受験できなかった受験生がいた場合に、個別学力検査、調査書等により合否判定を実施することというのが1つ目でございます。

2つ目が、個別学力検査の本試験、追試験、振替を受けられなくて、共通テストは受けているので、それで判定をお願いしたいということが2つ目でございます。

3つ目は、共通テストも本試験も追試験も個別入試もいずれも受験できなかった場合に、再度の追試験の機会等を設定して選抜をしていただきたいということをお願いしてまいります。

資料のスライド4でございますけれども、その対応状況といたしまして、調査結果の概要といたしまして、3月25日現在でございますが、先ほど申し上げました①～③の対応状況でございます。

大学から御報告のあった数字でございますが、まず①共通テストが受験できなくて個別学力検査、調査書等により合否判定を実施した大学が19大学、対象人数は24名ということでした。

また、②が、個別学力検査の本試験、追試験、別日程の振替いずれも受験できずに、共通テスト、調査書等により判定したのが4大学、対象人数5名と。

それから最後に③でございますけれども、試験、本試験、追試も共通テストもいずれも受験できずに、再度の追試等の機会を設定された大学が6大学の14名ということでございます。これは1大学当たりの人数が大変少なくなっておりまして、大学によっては、受験生に配慮しまして、出願者がいたかどうかということ公表しないという扱いをされている大学もございますので、個別の大学名、またそれに対応した出願者数というのは、文科省からは公表することは差し控えたいということで、こういった全体の人数をお示ししているということでございます。

それから、資料のスライド5でございますけれども、こういった受験機会の確保に関する措置を講ずるに当たりまして、主に受験生向けでございますけれども、Q&Aを文科省のホームページに掲載をいたしました。

1つ目が、今回の受験機会の確保の方策を講じる意味でございますけれども、新型コロナウイルス感染症がなければ受験機会を失うことなかった受験生を最大限救済することを目的としたものであるということで、対象者につきましては、新型コロナウイルスに罹患した受験生や、濃厚接触者となった受験生を対象としているということをお示しました。

それから、資料のスライド6でございますけれども、このQ4でございますけれども、今回の措置で、共通テストを受験せずに個別に回った者、再追試を受験する者がいると、本来の試験で受験する者の合格者枠が減ってしまうのではないかとということにつきましては、今回の措置の対象となる受験生の合否判定については、本来の募集人員の枠外で行うことを可能とする措置を講じていますということをお示ししております。

それが資料のスライド7でございますけれども、国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の取扱いについてということで、追試験等に合格し入学した者については、入学定員超過率の算定における入学者には含めないということ、令和3年9月に、これは追試・振替受験の設定をお願いしたことに伴いまして通知をさせていただいておりますけれども、この通知を援用する形で、今回1月11日の措置についても、この数値の適用ということにしてございます。

それから、スライド8でございますけども、これ以降、濃厚接触者の取扱いでございます。

1つ目が、濃厚接触者の受験の際の移動手段でございますが、これは従来から、濃厚接触者が受験するための4つの要件がございまして、行政検査が陰性、それから当日無症状、公共交通機関を利用せずに別室で受験するというものでございましたけども、この公共交通機関を利用しないということについて、一定の条件の下で、タクシー、ハイヤー、介助タクシーについては利用可能ということをお示したものでございます。

これは、国土交通省、それから厚生労働省との協議でこうさせていただいたわけでございますけども、その車両については、そちらにございますような、業界団体が策定した感染ガイドライン等に基づいて、感染対策を講じている車両の利用でございますとか、あるいは利用する際には行政検査陰性・無症状であることを告げた上で、予約をした上で利用するというようなことをお示ししてございます。

これは、こういう取扱いを決めた後に、私ども文部科学省でタクシーの手配窓口を設けました。それがスライド9でございますけども、趣旨としては、タクシーを利用したくても地域の事業者の数が限られるということで、自分で予約しても取れなかったという場合には、文科省にお問合せをいただいて、文科省から国土交通省に依頼をして、国土交通省からタクシー会社を調整するという仕組みでございます。

1月12日から3月25日、先週の金曜日まで実施しましたけれども、対応実績としましては、問合せ件数が174件。これは、中には入試制度に関するお問合せでございますとか、もともと予約をして、自分で予約をまずしたいんだけどどうしようかという、いろいろな相談がございまして、結果的に国土交通省に依頼件数をした件数が19件、それから手配完了は19件ということで、依頼主から依頼のあったものについては全て手配が完了したということをお聞かせいたします。

これは大学入試だけではございまして、高校入試・中学入試でもこの枠組みでやっておりましたので、結果的には初等中等教育局案件、すなわち中学入試・高校入試の手配完了件数のほうが多かったわけでございますけども、こういった取組をさせていただいたという御報告でございます。

それから、スライド10でございますが、オミクロン株の感染拡大に伴う受験の取扱いということで、まずQ63、これはQ&Aで示しておりますけども、地域によっては保健所業務が逼迫している関係で、濃厚接触者の特定を行えない、もしくは特定できないと言っている自治体があるということで、それに対してどうすればいいかという問いでございますけども

も、保健所が特定しないという自治体の受験生については、濃厚接触者として特定されていない以上、通常どおり受験可能という整理をしてございます。ただし、事件当日も無症状であることは必須であると。

それから、次のQ64-1でございますけれども、特定はするのだけれども行政検査ができないという自治体の受験生でございますが、可能であれば抗原定性検査キット、簡易検査キットが手元があれば、陰性確認を行った上で別室での受験可能。もし、なかなか入手困難な場合には、それを使わずに発熱・咳等がないことを確認した上で別室で受験可能ということで、いずれも別室受験可能という整理をしております。

Q64-2は、先ほど申し上げたタクシーにつきましても、抗原定性検査キットにより陰性確認を行った上で利用するというふうにしております。

スライド11が、今申し上げたものを図にしたものでございますけれども、1番上の欄が、これまでと申しますか1月に入る前の取扱いで、濃厚接触者の特定があつて、行政検査があつて、陰性であれば別室受験可能。これは行政検査がなくても、また特定がなくても受験可能というふうにしております。

以上が、さらなる受験機会の確保についてでございます。

続きまして、令和4年度共通テストについて、概略を申し上げたいと思います。

スライド13でございますが、共通テスト概要、それから本試験の状況は、こちらに御覧のとおりでございます。

実施状況のところの丸の上から3つ目、津波警報による試験中止181名となっておりますのは、これは岩手県立大学の宮古短期大学部で、トンガ沖地震の影響でその会場は試験中止ということで、181人と大きな数になっているところでございます。

それから、共通テスト追・再試験の状況で、右に枠囲みがございまして、追試験許可事由別人数ということで、新型コロナウイルス関連が、罹患者、それから濃厚接触者を合わせまして465人ということで、前回第1回の共通テストのときには新型コロナウイルス関連が224名でございますので、今回この1月の試験では約倍ほどの新型コロナウイルス関連の受験生の許可事由が追加されているということでございます。

それから、スライドの14でございますけれども、これは1月15日、土曜日に、東京大学本郷キャンパスの農学部正門前におきまして、受験生2名と一般の方でございますけれども、刺される事件が発生したということで、個別入試についての学内の警備体制の確認、危機対応マニュアルの学内の周知徹底というのを各大学にお願いした事務連絡でございます。

文科省から警察庁に対して依頼をしまして、警察庁においては、全国の都道府県の警察本部に対して、入学試験等が行われる会場の施設管理者をはじめとする関係機関との連携を図り、安全確保のための対策の徹底について指示を出していただいたところでございます。実際1月16日の共通テストでございますとか、それ以降の入試におきましても、各県警本部の所轄の警察署の車両などが、時折ニュースで流されておりましたけども、会場前に配置されるというようなことをお願いしたところでございます。

それから、トンガ諸島の火山噴火、スライド15でございますけども、これは1月16日でございます。太平洋側を中心とした津波の発生で、まず大学入試センターにおきましては、命を守る行動を優先させてくださいということで、ホームページにまず掲載した後に、②でございますけども、津波に関する避難情報が発令されている地域がありますが、現時点において試験場所在地に避難指示の避難情報が出されている地域においても、試験実施可能な大学については予定どおり試験を実施いたしますということをアナウンスしてございます。

これにつきましては、地震がない津波への対応ということで、予測しづらい事象への対応の備え、あるいは構えといったものが必要となるということ突きつける事案であったというふうに考えております。

それからスライド16、最後、不正行為でございますけども、これは後から事案が判明したわけでございますけども、行われたのは15日で、共通テストの「地歴、公民」の試験時間中に、電子機器を使用した不正行為が行われた可能性を示唆する事案が発生しましたということで、各大学に、個別学力検査が始まりますので未然防止ということをお願いしてございます。

太字のところでございますけども、受験者の不正行為を未然に防止するため、これこれこれこれに努めると書いてございます。

これは今の実施要項の表現でございますけども、今回、後ほど議題となります不正行為の取扱いについて、この令和5年度の選抜実施要項を定める際に、この要項の書きぶりについて、これから御議論いただいて決めていただくということになろうかと思っております。

それからスライド17でございますけども、文部科学省から各国立大学の入試担当部署にお願いをして、それから2月28日付で、各国立大学に対しまして、どういうことを取組の工夫をされましたかということをお尋ねしたものでございますが、それが各大学の対応についてということで、約8割の国立大学で、通常実施している不正防止に加えて、不正防止の

取組を実施されたということでございます。

具体的な取組内容としては、共通テストの事例を紹介して例年以上の注意喚起を行った
でございますとか、監督者を増やすことによって巡回体制を強化した。あるいは、スマホ
の電源を切って、かばんにしまわせた上で、試験室の外に携行品置場を設けてそこに置く
というふうにした。あるいは、座席の間隔を広げて巡回時の死角を低減したというような
お取組をされたということでございます。

以上が、この1月、それから3月にかけて、主な入学選抜に関する文部科学省から各
大学等にお願いしました依頼事項の結果の報告でございます。

事務局からは以上でございます。

【川嶋座長】 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明内容について、何か御質問等ございましたら
挙手ボタンでお知らせ願えればと思いますが、いかがでしょうか。

兒玉委員、どうぞ。

【兒玉委員】 御説明ありがとうございました。1月11日に出されました、大学入学者選
抜における受験機会のさらなる確保についてでございます。

この対応は、受験生の受験機会を失わないために非常に重要であったと認識しておりま
すが、各大学では、再度の追試験の設定や、定められた試験期日に縛られずに4月1日以降
も入学を認めるというような、大きな負担が強いられたところでございます。

今後、ワクチン接種が進んでまいりますし、また、コロナ禍の様々な制限も撤廃される
など、少しずつ日常が戻ってきているという状況でございますが、今回のこの特別の措置
につきましては、1月12日のQ&Aにもございますが、説明のとおり今年度限りであるとい
うことでございますが、そのことを確認させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

【川嶋座長】 ありがとうございます。それでは事務局から、今年度限りの特別措置か
どうかについて御回答をお願いします。

【前田大学入試室長】 今、兒玉先生から御質問いただきました、この受験機会の確保、
1月11日付の措置でございますけれども、これについては今年度限りということで、Q&Aでは
お示ししてございます。

これは、本来的には、感染に備えてこういった措置を取るのであれば、事前に選抜協議
会等でも御議論いただいてということでございますけれども、年明け、急に感染拡大もあり
ましたものですから、こういった措置をお願いしたわけでございます。

ですので、来年の入試がどういうコロナの状況かというのは、今、誰も予測はできないわけですので、それがもし来年こうなっているだろうということは、それは例えば10月、11月になってくると、また感染のピークとかというのが示され始めて、それについての受験機会の確保についてどんなことができるかということは、それはまた御議論いただくことかと思っておりますので、現時点で、これから、どういうさらなる機会が必要かということはお示しできませんけども、これについては今年度限りの措置だということでございます。

以上でございます。

【兒玉委員】 ありがとうございます。

【川嶋座長】 ほかの委員、この件について、さらに御質問等ございませんか。

今回の特例措置は今年度限りで、また来年は状況を見ながら対応策を考えるということでございます。よろしいでしょうか。

それでは、この議題1についてはこれで終わりにして、次の議題に移りたいと思います。

議題2は、試験運営ワーキンググループの設置についてでございます。

まず、ワーキンググループの設置の審議に入る前に、今年度の共通テストにおいて生じた様々な事案、先ほど御説明がございましたけれども、それぞれの事案について、大学入試センターから御報告いただきたいと思っております。

それでは、山本委員から資料を提出していただいておりますので、御説明のほどよろしく申し上げます。山本委員、よろしく申し上げます。

【山本委員】 大学入試センターの山本でございます。今、座長から御説明がありましたように、資料2を御覧いただきたいと思っております。令和4年度大学入学共通テストの本試験における特記事項というペーパーを1枚出させていただきます。

先ほども、文部科学省から御説明というか、その項目についてお話があったとおりでございます。

まず、東京大学本郷地区キャンパスの農学部の正門前の路上で刺傷事件が発生したということで、これを受けて、このことによる精神的動揺により受験できなかった方は、追試験を考慮しますので申請してくださいというものを、センターのホームページで周知いたしました。結果的に4人から申請があって、これを認めて4人を追試験で対応したということでございます。

それから2番目の津波警報・注意報。これに従ってというか、この警報が出たことによっ

て、避難指示が出た地域がございました。こういったところについてどうするかということで、結果、先ほど御説明があったとおりでございますが、岩手県立大学の宮古短期大学の試験場、181人が受験予定でしたが、この2日目の試験については、この試験場では中止をして、翌々週の再試験で対応したということでもあります。

そのほか、この津波に関しては、公共交通機関が遅延した、あるいは運休によって受験できなかったという者6名を、追試験で対応したということでございます。

それから3番目には、これも多く新聞等で報道されましたが、試験時間中にスマートフォンを使用して試験問題を撮影して、あらかじめ解答を依頼していた外部の者に送信して解答を得たということで、これは結果的に後からこういったことが分かってきたということでございますが、その後、当該の受験生と面談をいたしまして、事実を認めたために不正行為として認定して、全ての教科・科目の成績を無効としたということでございます。

この3番目の不正行為については、当方といたしましても、共通テストの根幹を揺るがす非常に重大で深刻な問題だというふうに考えております。

そういうことで、この矢印の先にありますように、この対応について、情報通信の専門家も含んだ委員で構成する大学入学共通テスト不正行為防止ワーキンググループというものを2月25日に設置いたしまして、3月18日に第1回を開催して、いろいろ専門家を含めた御意見を伺ったところであります。

この後、5月の中頃まで4回程度開催いたしまして、来年度の共通テスト実施要項を発表する前に、この検討結果を取りまとめたいと思っております。こういったことを基に、この協議会でも恐らく議論されていくのだらうというふうに考えております。

主な検討事項といたしましては、一番下にありますように、こういったことについていろいろと御意見を伺っているところでございます。

この本人というか、当該受験者と面談して不正行為と認定したということでございますが、この詳細につきましては機微な内容も含まれますので、
内容の詳細については、事業部長の古田から説明させていただきます。

古田部長、よろしく申し上げます。

【古田事業部長】 私から、当センター内の不正行為防止検討ワーキンググループの御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、
お配りしている資料の11ページを御覧いただければ

と思いますが、当センター内に、試験実施に関する実施方法部会という部会を構成してございます。監督要領ですとか実施要領等の受験案内も含めてですが、試験に直結するような内容について御検討をいただく委員会組織でございますけれども、この委員会の中に不正行為防止検討ワーキンググループを置くという形で検討を進めていきたいというふうにしてございます。

実施方法部会のメンバーから4名、センターの職員から3名、また情報通信の専門家の皆さんということで4名の方にお入りをいただいているというような構成になってございます。

続いて12ページでございますけれども、12ページ、説明を始めさせていただきます。

入試センターで把握しております、大学入学共通テストにおける不正行為の事案についての概要というペーパーでございます。

まず、概要につきましては報道されている内容を中心にまとめさせていただいております。唯一、12ページのところに、1月28日、金曜日に、センターから警視庁に被害届を提出と書いてございますが、これについてはあまり報道があったということではないんですけれども、これ以外については、おおむね報道が既にされているような内容になってございます。

報道された内容ということで、この12ページの頭のほうに丸が4つございます。まず1つ目ですが、1月15日、土曜日、初日に、受験者である女子大学生が、「地歴、公民」の試験時間中に、上着の袖にスマートフォンを隠して、試験問題（世界史B）を動画で撮影し、インターネット上で中継役である会社員の男性と共有した。

中継役の男性は、映像を切り取って静止画にして、当該受験者を装ってオンライン家庭教師マッチングサイトに登録している東大生に、試験問題の画像とメッセージをスカイプで送信し、解答を依頼。

依頼されていた東大生の方々は、試験時間内に解答した。その解答を送信しているというものです。

その後、この不正行為に関わらされてしまったのではないかというふうに考えた東大生の方が、大学入試センターに通報をしていただいたというものであります。

経緯としては、1月26日の水曜日に、共通テストの試験時間中に「世界史B」の問題が外部に流出していた疑いがあるという報道がなされた。

翌27日ですけれども、受験者、大阪府在住の女子大生が、香川県警に出頭した。その時

は自分が1人でやったという説明をしていたと。

1月28日は、センターから警視庁に被害届を提出したものであります。

2月9日、水曜日ですが、センターにおいて当該受験者と面談をしまして、不正行為を認定し、受験した科目の成績を無効にすることを決定しました。

このときに、昨年度、令和3年度の試験についての不正行為の有無も確認しておりましたが、このときにはやっていないという回答を本人がしていたものであります。

翌10日ですけれども、警視庁が当該受験者と画像送信の中継役となった男性を東京地検に書類送検したということでございました。

それから約1週間後でございますが、19日に、当該受験者が令和3年度の共通テストでも同様の手口で不正を行っていたという報道がなされています。

翌週の25日になりますが、センターにおいて、もう一度当該受験者と面談をしまして、昨年度の不正行為についても認めたということで、28日に、令和3年度の共通テストについても、スマートフォンを利用した不正行為を認定し、受験した科目の成績を無効とするということを決定したということでございます。

[Redacted text block]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

長くなりましたが、私からは以上でございます。

【川嶋座長】 山本委員，古田部長，ありがとうございました。

それでは，引き続きまして事務局からも資料の説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

【前田大学入試室長】 資料3を御覧いただければと思います。資料3が，大学入試の不正防止安全等対策について，①でございますけども，一応最初は立てつけが書いてございます。入試センターと文科省の役割でございますけども，入試センターでは，共通テストの実施に係る不正行為の防止対策，それから受験生の安全対策と災害等の危機管理対応について検討を行うと。

先ほどセンターからも御説明がありましたけれども，情報通信機器を悪用した不正行為防止体制については，ワーキンググループを設置して専門的検討を行うとしてございます。

また，文部科学省におきましては，共通テストに特化した議論も参考にしつつ，入試一般における不正防止対策，それから受験者の安全対策（警備強化等）について検討を行うとしてございます。

今，センターから御説明がありましたように，3月18日に第1回ワーキンググループを開催されているということで，2の文部科学省の対応（案）といたしましては，この選抜協議会の下に試験運営ワーキンググループを設置したいというふうに考えております。

ワーキンググループの構成員としましては，この協議会に属する大学・高校関係団体から1名ということで，国大協，公大協，私大連，私大協，全高長，中高連，高P連ということ。それから入試センターの理事長，有識者2名として情報通信工学の専門家と安全対策の専門家，計10名で試験運営ワーキングを設置してはどうかというふうに考えてございます。

次の資料でございますけども，今後のスケジュールといたしまして，文部科学省・入試センターいずれにしましても，6月上旬には令和5年度の選抜実施要項の策定，それから6月中旬には共通テストの実施要項の決定が必要でございますので，それに向けて入試センターに御議論いただいたことをこの協議会にも共有していただきながら，相互に取組を進めていくというようなイメージでございます。

以上が資料3でございます。

続きまして資料4でございます。ワーキンググループの設置についてということで，試験運営に関するワーキンググループの設置の趣旨でございますけども，本年1月の大学入学

共通テストにおいて発生した通信機器を悪用した不正行為、それから受験生が刺傷された事件を受けて、受験生が安心して受験できるよう、試験を実施する各大学が実現可能な対応方法を検討するため、専門的な調査審議を行うためのワーキンググループを設置するとさせていただきます。

協議事項は、通信機器を悪用した不正行為防止策と、受験生の安全対策、その他試験運用に関し必要な事項です。

実施方法につきましては、ワーキンググループの主査及び構成員は、協議会構成員の中から協議会座長が指名する者とするとしての上で、それ以外の協力者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聞くことができるものとするとしてさせていただきます。

また、5ポツのその他でございますけども、この会議の運営に必要な事項につきましては、ワーキンググループの設置がされた後に、そのワーキンググループにおける取扱要領について、それを諮って定めるというふうにしております。

次のページでございますけども、主査、構成員、先ほど申し上げました大学団体、それから高校関係団体、それから入試センター。また、構成員としましては、臨時協力者として2名の専門家の方、あと今回、オブザーバーとして警察庁の生活安全局の担当者の方にも御参加いただくこととしておりますので、こういったメンバーで進めさせていただければと思っております。案でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

【川嶋座長】 ありがとうございます。それでは、これから質疑応答、意見交換に入りたいと思います。

ただいま、大学入試センターの山本委員、古田部長、また前田室長から説明のあった内容について、御意見、御質問等がございましたら、挙手ボタンで、どなたでも結構ですのでお知らせいただければ、こちらで御指名させていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

兒玉委員、どうぞ。

【兒玉委員】 御説明ありがとうございます。また、様々な対応を御審議いただきありがとうございます。

質問をさせていただきたいのですが、ワーキンググループの目的や、今後のスケジュールが出されておりますが、6月の令和5年度の入学者選抜実施要項の決定までに、具体的にどういう議論を取りまとめて、どのような形になるのかという、現時点でのイメージがあ

れば教えていただきたいと思います。

期間も短いですし、その後の各大学の対応も必要なかと思ひまして、質問させていただきました。

【川嶋座長】 ありがとうございます。

前田室長、お願いします。

【前田大学入試室長】 今回のスケジュールについての御質問でございますけれども、入試センターで不正行為ワーキンググループの検討をいたします。それは共通テストで起こった事案でございますけれども、恐らくそこで御議論いただいたことの内容というのは、各大学の個別入試にも参考になるというか、それを基軸として取扱いを定めていかれるのだらうと思ひますので、入試センターの御議論については、この試験運営ワーキンググループでも情報を共有しながら進めさせていただいて、ワーキンググループについては、2回あるいは3回、それは議論の主題次第でございますけれども、そこで御議論いただいた後に、選抜協議会、親会議に報告をさせていただいて、6月の要項に反映するというところでございますけれども、その反映の中身については、先ほど資料1で、今の要項の書きぶりがございます。

資料1のスライド16でございますけれども、令和4年度の今の要項の不正行為の書きぶり、これは京都大学、過去にヤフーの知恵袋を使ったあれがございまして、その際にこの表現を入れてございますけれども、ここにございますような要項の書きぶりを、恐らくさらにバージョンアップすると申しますか、変えていく必要があるのだらうと思っております。

ですので、最終的には、この要項の書きぶりをどうするか、あるいは、少し細かいマニュアルを策定するのであれば、この要項とは別途、別紙紙のような形でつくっていくのか、それは運営ワーキンググループとこの選抜協議会でお決めいただければと思ひますけれども、そういった手続を踏まえまして、要項を最終的には6月上旬、これは例年この時期、もう少し早くしてほしいという御要望もありませんけれども、6月上旬には決める必要がございますので、そういったスケジュール感でお願いできればと思っております。

以上でございます。

【兒玉委員】 ありがとうございます。どうぞよろしく願ひいたします。

御要望でございますが、センターのワーキングでも議論されているとおりもちろん、様々な対応が必要だということは理解しておりますが、不正行為の防止策や受験生の安全対策について、実現可能性を考えていただいて、例えば各試験会場での現状を踏まえた、現実的な議論をしていただきたいと思ひますので、どうぞよろしく願ひいたします。

結構過激な内容がたくさん並んでいたように思いますが、そのところはどうぞ御配慮をお願いいたします。

【川嶋座長】 ありがとうございます。大学入試センターでの具体的な検討内容は、あくまでもこういう方法があるのではないかということで、そこから実際に現実的に対応できるものとできないものがあるので、今後、兒玉委員御指摘のように、現実的などころに落ち着いていくのだろうとは思っています。

ほかの委員の方々、御質問、御意見は。

柴田委員、どうぞ。

【柴田委員】 柴田でございます。本件、今年話題になったんですけれども、以前に京都大学の一般入試で不正がございまして、その時は、入試センターも含めていろいろ検討した経緯があったと思いますので、その事例も併せて参考にさせていただければと思います。

デジャビュという感じもなきにしもあらずでございますので、この事例、かなり参考になると思いますので、併せてよろしくをお願いいたします。

以上です。

【川嶋座長】 ありがとうございます。それを反映したのが、先ほど室長からも御説明の16ページの後段に、その時の対応が参考として記載されていますので、それと今回の対応策と併せて参考にさせていただきたいという御指摘だったと思います。

ほかの委員の方々、御質問、御意見ございませんでしょうか。

実際に防止策を導入するのは、金銭的な面とか、個人に対する対応とか、現実的には難しいところがあると思いますので、検討ワーキングでより具体的で、かつ有効な対応策を検討していただければということになるかと思えます。

いかがでしょうか。ほかの委員の方々、御質問、御意見ございませんか。よろしいですか。

それでは、特に御意見、御質問ございませんようですので、この議事2の試験運営ワーキンググループの設置についてはお認めいただいたということで、先ほど事務局より御説明があった形での委員の選出を、これから関連団体をお願いすることになるかと思えます。ありがとうございました。

それでは、本日の協議はこれで終了になるのですが、最後に事務局から次回の日程等の御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【前田大学入試室長】 次回の協議会の日程につきましては、改めてこちらから御連絡

させていただければと思います。

なお、お時間につきましては、令和5年度の実施要項の策定に向けた御審議をいただきたいと考えておりますので、年度明け、大変お忙しい時期になるかと思っておりますけれども、引き続き御協力のほどをよろしくお願いいたします。

また、これまでもそうでございますけれども、審議の途中の情報について、社会影響も大きいものでございますので、本日の議事の内容、それから資料につきましては、情報の管理のほどをよろしくお願い申し上げます。

それから、本協議会の運営要領にありますとおり、実施要項の予告を公表するまで、議事・資料については非公開・非公表としておりますので、万が一、委員の先生方に外部から問合せがございましたら、文部科学省の事務局に聞くように御対応いただけると幸いです。

また、本日もお気づきの点でございますとか追加の御意見等がございましたら、入試室まで御連絡いただければと思います。

以上でございます。

【川嶋座長】 御説明ありがとうございました。

それでは、本日の協議を終了いたします。引き続き委員の皆様方におかれましては、今後、本協議会での審議に御協力いただければと思います。

なお、本日の議事はこれにて終了といたしますが、最後に、今年度をもって本協議会の委員を任期満了により退任される皆様がございますので、順番に御紹介しながら、一言御挨拶をいただきたいと思っております。

まず、国大協から選出されております奈良女子大学長の今岡委員でございますが、本日は御欠席ということでございます。

続きまして、杉本委員も御退任ということで、一言御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【杉本委員】 全高長の杉本でございます。1年間という短い任期でしたが、いろいろお世話になりましたありがとうございます。今年度をもって定年退職となりまして、全高長の会長を退任することとなりました。

この協議会のことについては、様々、高大接続に向けて、高校で大学の内容を協議するという大変貴重な場面にいささせていただきました。

今後とも、本協議会が高校と大学の接続のための有効な協議の場になることを願ってお

ります。本当にありがとうございました。

【川嶋座長】 引き続きまして、大学入試センターの山本委員も御退任ということで、一言御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【山本委員】 入試センターの山本でございます。明日付で退任することになりました。

昨年の5月にこの協議会が立ち上がって今日は10回目ということですが、入学者選抜に関するいろいろなことが協議され、それに対して入試センターとしての意見も申し上げて御議論されてきたところです。本当にありがとうございました。

今日、不正防止の対応についてのワーキンググループの設置が先ほど承認されたわけですが、この議論が始まると同時に退任ということになりました。

私の後任の大学入試センター理事長は、元埼玉大学の山口宏樹先生が着任されます。山口新理事長の下で、センターでも十分に検討した上で、こういったものをたたき台としてこの協議会で議論され、来年度入試に向けた実施要項の策定に反映していただければと思います。

委員の皆様方、いろいろ本当にお世話になりました。ありがとうございました。

【川嶋座長】 杉本委員、山本委員、協議会に御参加いただきまして誠にありがとうございました。

引き続きまして、事務局にも4月1日付で異動があるということですので、それぞれ御挨拶をいただきたいと思います。

まずは大学振興課長の新田課長、よろしくお願いします。

【新田大学振興課長】 大学振興課長の新田でございます。私は昨年7月からということで、短い期間ではございましたけれども、この時期、新しい高大接続への動きという時期、それからコロナ禍における安定的な入試の実施という、大きく2つの難しい問題がある中で、それぞれの皆様に御意見等を頂戴いたしまして、本当にありがとうございました。

【川嶋座長】 ありがとうございました。

続きまして前田入試室長も御異動ということですので、御挨拶をお願いしたいと思います。

【前田大学入試室長】 私は令和元年の12月からこちらに参りまして、2年3か月、務めさせていただきました。この間、選抜協議会の先生方には大変お世話になりました。第1回目の共通テストの第1日程、第2日程といった試験日程の組み方でございますとか、コロナの感染対策、それから令和7年度の新課程に向けた「情報1」の取扱い等々、大変御指導い

ただきましてありがとうございます。

次は初等中等教育局の教育制度改革室というところに参りますけれども、局は違うわけですが、また先生方と御指導、また一緒にお仕事をさせていただく機会があれば、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

【川嶋座長】 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の協議会をこれにて終了としたいと思ひます。ありがとうございます。

— 了 —